

浦監第 188-5 号-2  
令和 5 年 2 月 3 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

#### 浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 6 日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求について

令和4年12月6日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

### 記

#### 1 請求要旨

浦安市職員措置請求書（契約事務規則）の要旨を次のように解した。

浦安公園の芝生の植栽管理のため締結した植栽管理業務委託契約について、業務委託契約の内容を口頭で協議し変更したことや、浦安市東野3丁目コモンシティ街区の緩衝緑地帯の植栽管理業務委託契約における作業時期の変更については、浦安市契約事務規則第30条第1項及び第3項の手続きを経ていない。

また、浦安市契約事務規則で監督職員に作成が義務付けられている「監督日誌」が作成されていない。また、請負業者が監督職員に提出する義務がある「報告」、「協議」、「承認」、「打合せ記録」の提出がされていない。

「①浦安市契約事務規則を遵守することを怠っていたこと、②仕様書により請負業者からの提出義務があることを知りながら、提出させないまま放置し的確な指導を怠っていたことを改めること」を市長に勧告することを請求する。

#### 2 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

その対象は、当該普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為として①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、怠る事実として⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実の発生を防止し、若しくは是正し又はこれらによって当該地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではない。

本件措置請求について、請求人が「浦安市契約事務規則を遵守することを怠った」、仕様書により請負業者からの提出義務があることを知りながら、「提出させないまま放置し的確な指導を怠っていた」と主張していることについては、契約事務規則における手続き上の一般行政上の行為を怠る事実の措置を求めるものと考えられ、本件請求の中では、主張する怠る事実の結果として生じた、又は生じる恐れのある損害については示されていない。

このことについては、請求書の提出（令和4年12月6日）の際に、請求人に補正を求めたが、応じず補正されなかった。

よって、請求人が本措置請求の対象とする行為は、地方自治法242条第1項に規定する「財務会計上の違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実」に該当しないと判断した。

以上のことから、本件措置請求を却下とする。